



議案第六十六号

明利地区農道整備事業（農村地域農業構造改善事業）計画について

次のおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年五月十八日

三朝町長 松村喬成

昭和六拾年五月拾八日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

一	事業の名称及び工事名	農道整備事業
二	施行場所	明利地区農道舗装工事 三朝町大字東小鹿地内
三	工事の概要	農道舗装（アスファルト）延長二一八〇メートル 幅員三〇〜四〇メートル
四	事業費	九、〇〇〇、〇〇〇円
五	事業の実施方法	請負
六	工事の時期	昭和六十年年度